

承認第 3 号

日出町税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専 決 事 項

日出町税条例等の一部を改正する条例

2 専決年月日

平成 31 年 3 月 31 日

日出町税条例等の一部を改正する条例について

日出町税条例等の一部を改正する条例を公布することについて、地方自治法
第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 1 2 号

日出町税条例等の一部を改正する条例

(日出町税条例の一部改正)

第 1 条 日出町税条例（昭和 2 9 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「においては、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 3 年度」を「平成 4 5 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 7 条の 4 中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」

に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第９条の２中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第１０条の２第５項中「附則第１５条第１８項」を「附則第１５条第１９項」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２９項第１号」を「附則第１５条第３０項第１号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２９項第２号」を「附則第１５条第３０項第２号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２９項第３号」を「附則第１５条第３０項第３号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第３０項第１号」を「附則第１５条第３１項第１号」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第３０項第２号」を「附則第１５条第３１項第２号」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第３２項第１号イ」を「附則第１５条第３３項第１号イ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３２項第１号ロ」を「附則第１５条第３３項第１号ロ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３２項第１号ハ」を「附則第１５条第３３項第１号ハ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第３２項第１号ニ」を「附則第１５条第３３項第１号ニ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第３２項第１号ホ」を「附則第１５条第３３項第１号ホ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第３２項第２号イ」を「附則第１５条第３３項第２号イ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第３２項第２号ロ」を「附則第１５条第３３項第２号ロ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第３２項第３号イ」を「附則第１５条第３３項第３号イ」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第３２項第３号ロ」を「附則第１５条第３３項第３号ロ」に改め、同条第２１項中「附則第１５条第３２項第３号ハ」を「附則第１５条第３３項第３号ハ」に改め、同条第２２項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１

５条第３８項」に改め、同条第２３項中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４５項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４７項」に改める。

附則第１０条の３第６項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改め、同条第７項第４号中「附則第１２条第２１項」を「附則第１２条第２３項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２２項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同条第８項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同条第１０項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同条第１１項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改める。

附則第１６条第１項中「法附則第３０条第１項」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成３１年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「第３０条第６項第１号」を「第３０条第２項第１号」に、「第２項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

附則第１６条第５項を同条第２項とし、同条第６項中「第３０条第７項第１号」を「第３０条第３項第１号」に改め、「以上の軽自動車」の次に

「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第３項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第６項を同条第３項とし、同条第７項中「第３０条第８項第１号」を「第３０条第４項第１号」に、「第４項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条第７項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第７項」を「第４項」に改める。

（日出町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 日出町税条例等の一部を改正する条例（平成２８年日出町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条の２のうち、日出町税条例附則第１５条の次に４条を加える改正規定（同条例附則第１５条の５第２項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第１６条第１項の改正規定中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４条第３項に規定する」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項まで

において「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 日出町税条例等の一部を改正する条例（平成30年日出町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、日出町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長

に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中日出町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日出町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は日出町税条例等の一部を改正する条例（平成31年日出町条例第12号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の日出町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税

義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。